

(仮称) ほうじょう学園の設置に関する検討委員会の位置付け (案)

組織	根拠	制度上の所掌	義務教育学校等検討の役割	委員	会議	事務局
学校運営協議会	法律 ^(※1) 第47条の5	学校の教育課程の編成等の基本方針の承認等	検討委員会(専門部会)からの報告を教育委員会に対して意見	教育委員会が任命 (校長が推薦)	協議会会長が招集	学校
	教委規則 ^(※2)	学校経営計画の基本方針の承認等				
学校運営協議会 専門部会	教委規則 ^(※2) 第15条	専門事項の協議	↑ (仮称)ほうじょう学園の設置に向けた検討協議の経過・結果を学校運営協議会に報告	↓ 協議会会長が指名 (全員指名を想定) + 協議会会長が「追加委員」を指名	検討委員会 会長が招集 (協議会会長が検討委員会会長となることを想定)	教育委員会 事務局
(仮称)ほうじょう学園の設置に関する検討委員会	教委要綱 ^(※3)	(仮称)ほうじょう学園の設置に向けた検討				

※1…地方教育行政の組織及び運営に関する法律

※2…大東市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則 (令和5年4月25日教育委員会定例会にて規則改正)

※3…大東市(仮称)ほうじょう学園の設置に関する検討委員会設置要綱 (上記規則改正公布後に要綱制定)